

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

厚生労働省の通知（令和 7 年 7 月 4 日付け保発 0704 第 2 号）に基づき、令和 7 年 10 月 1 日より、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者認定の要件が変更されますのでお知らせします。

【健康保険法第 3 条第 7 項に規定する被扶養者の認定について】

今般、令和 7 年度税制改正において、現下の人手不足状況における就業調整対策の観点から 19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養者としての届出に係る者が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いについて以下のとおり定められました。

1. 認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を 130 万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取扱うこと。
2. 上記の取扱いは、令和 7 年 10 月 1 日から適用すること。

【取扱いの留意事項】

- ・対 象 者：被保険者の配偶者を除く、19 歳以上 23 歳未満の被扶養者
※学生であることの要件は求めず、年齢により判断してください。
- ・年齢判定基準：所得税法上の取扱いと同様、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定
※民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算することから、誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算される点に留意してください。